

岐 阜 県 公 報

第 千 九 百 八 十 六 号
平 成 二 十 年 九 月 三 十 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(管 財 課) 六 五 五

告 示

有 害 興 行 の 指 定

(男 女 参 画 青 少 年 課) 六 五 五

解 除 予 定 保 安 林 と す る 旨 の 通 知

(治 山 課) 六 五 六

道 路 の 区 域 変 更

(道 路 維 持 課) 六 五 六

道 路 の 供 用 開 始

(同) 六 五 七

公 安 委 員 会 告 示

地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 の 委 嘱

(交 通 企 画 課) 六 五 八

訓 令 甲

岐 阜 県 電 子 計 算 組 織 の 運 営 に 関 す る 規 程 を 廃 止 す る 訓 令

(情 報 企 画 課) 六 五 九

公 示

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 指 定

(保 健 医 療 課) 六 五 九

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 指 定 辞 退

(同) 六 五 九

規 則

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 年 九 月 三 十 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 五 十 六 号

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 (昭 和 三 十 九 年 岐 阜 県 規 則 第 四 十 八 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 二 十 七 条 第 二 項 中 「 五 年 」 を 「 建 物 に あ つ て は 毎 年 、 そ の 他 の 公 有 財 産 に あ つ て は 三 年 」 に 改 め る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県公有財産規則第二十七条第二項の規定による最初の公有財産の評価及び台帳価格の改定は、建物にあつては平成二十年九月三十日の、その他の公有財産にあつては平成二十一年九月三十日の現況において、それぞれ行うものとする。

告 示

岐 阜 県 告 示 第 五 百 九 十 一 号

岐 阜 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 (昭 和 三 十 五 年 岐 阜 県 条 例 第 三 十 七 号) 第 十 条 第 一 項 の 規

定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

| 種類 | 題名 | 発行者 | 所在地 |
|----|-----------------------------|--------|-----|
| 映画 | 好きもの家系 ところけて濡れる | オーピー映画 | 岐阜県 |
| | 母性愛の女 屋間からしたい! | 新田本映画 | 岐阜県 |
| | 新日本映像ニューズ 母性愛の女 屋間からしたい! | 新田本映画 | 岐阜県 |
| | あひだない奴ら | アミノコンク | 岐阜県 |
| | 浮気相姦図 のけぞり逆愛撫 | オーピー映画 | 岐阜県 |
| | 桃香クニツクへようこそ | アミノコンク | 岐阜県 |
| | 愛人熟女 肉奴隷従縄責め | オーピー映画 | 岐阜県 |

2 指定年月日

平成20年9月30日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字奥ノ田二〇五八の二・二〇五八の七・二〇五八の一・二〇五

八の二・二〇五八の一九・二〇五八の二六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五八の八、二〇五八の一八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 区域変更別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------|-------|-------------|----------|----|
| 県道 | 岐阜環状線 | 岐阜市正木中二丁目一〇番地先から同市同四丁目二〇二番地先まで | 前 | 三・〇〇 | 五・八・三 | |
| | | | 後 | 三・〇〇 | 五・八・三 | |

岐阜県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道 | 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-----------|------|-----|-----------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| 大岐 野阜線 | | | 岐阜市正木中四丁目二〇 三番地先地内 | 前 | 一六・〇 ル(メート) | 二・八 ル(メート) | |
| | | | | 後 | 一六・〇 三・〇 | 二・八 | |

岐阜県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道 | 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 員 ル(メート) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか) |
|-----------|------|-----|--|-----------------------|---------------------|--|
| 環岐 状阜線 | | | 岐阜市正木中二丁目一〇番 地先から 同市同 地先まで 四丁目二〇二番 | 五〇・八 三 | 平成 二〇・九 三〇 | 平成 二〇・九 三〇 |

岐阜県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| 県道 | 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 員 ル(メート) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか) |
|-----------|------|-----|-----------------------|-----------------------|---------------------|--|
| 大岐 野阜線 | | | 岐阜市正木中四丁目二〇三番 地先地内 | 二・八 | 平成 二〇・九 三〇 | 平成 二〇・九 三〇 |

岐阜県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年九月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員 ル(メート) | 延 長 員 ル(メート) | 備 考 |
|------|-----|-----|----------------|---------------------|-----------------------|--------|
| | | | | | | |

一条第二項の規定により告示する。

平成二十年九月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

委嘱した委員

| | | | |
|------------|--------|-------|-----------|
| 活動区域 | 氏 名 | 住 所 | 委嘱年月日 |
| 岐阜北警察署管轄区域 | 大野 碩 計 | 岐阜市安食 | 平成二十年九月一日 |

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県電子計算組織の運営に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県電子計算組織の運営に関する規程を廃止する訓令

岐阜県電子計算組織の運営に関する規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第十二号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 指 定 月 日 |
|------------|-------------|-----------|----------|
| ジャスコ各務原店薬局 | 各務原市那加萱場町三八 | 精神通院 | 平成二〇・八・三 |
| ジャスコ大垣店薬局 | 大垣市外野二一〇〇 | 同 | 同 |
| 市橋調剤薬局 | 岐阜市市橋六一一四 | 同 | 平成二〇・九・一 |

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 辞 退 月 日 |
|------------|-------------|-----------|-----------|
| ジャスコ各務原店薬局 | 各務原市那加萱場町三八 | 精神通院 | 平成二〇・八・三〇 |

平成二十年九月三十日印刷
平成二十年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社

ジャスコ大垣店薬局

大垣市外野二一〇〇

同

同